

# 第2次南相馬市環境基本計画

---

概要版

平成29年3月  
南 相 馬 市

## はじめに

南相馬市では、平成 20 年に南相馬市環境基本計画を策定し、「すべての人々の協力と働きかけによって豊かな自然を守り、環境への負荷を減らしつつ、将来にわたって恵み豊かな自然環境とふれあえる健康で文化的なまち」を望ましい環境像として掲げ、先人たちによって大切に守られ、受け継がれてきた海、里山、山林の恵まれた自然環境を私たちが適切に保全し、後世に引き継ぐべく取り組んできました。

しかし、近年の顕著な異常気象の要因のひとつとされる地球温暖化や、アジア諸国のグローバル化、人口減少社会の到来などの社会情勢や地球規模の環境の変化に加え、都市化の進展による緑の減少や、騒音・振動やごみ問題など生活環境に関わる身近な問題まで、私たちをとりまく環境問題は、以前にも増して複雑・多様化しています。

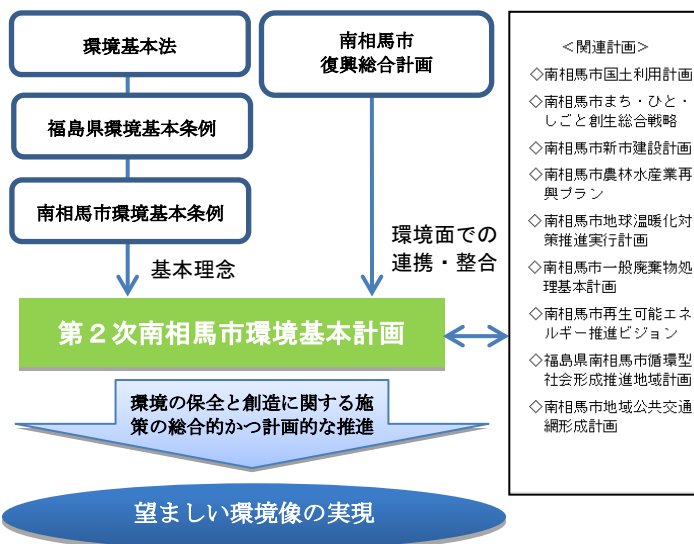
それに加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の地震と津波により、本市の自然環境は甚大な被害を受け、さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染が発生し、これまで培ってきた本市の豊かな自然と私たちの生活は一変しました。

こうした背景を踏まえ、市を取り巻く環境が南相馬市環境基本計画を策定した当時の状況から大きく変化し、望ましい環境像を実現するために取り組む環境目標にかい離が生じていることから、今回、新たに第 2 次南相馬市環境基本計画を策定しました。

## 計画の目的と位置づけ

「第 2 次南相馬市環境基本計画」は、震災で大きな被害を受けた本市の自然環境・生活環境を再生・創造し、南相馬市環境基本条例で定める 3 つの基本理念を具現化するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

そのため、「環境施策」に関しては、その成果を示す「総合指標」と総合指標を補完する「環境指標」を定め、これに基づき目標管理を行います。また、「環境施策」や「主要施策」を横断的に捉え、各取組の連携を図りながら推進します。



### 南相馬市環境基本条例第 3 条（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、環境資源及び自然の生態系に十分配慮し、適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の協力と働きかけによって行わなければならない。

3 地球環境保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

## 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、私たちの生活に密接に関わる身近な環境から、地球規模の環境までとします。

- 自然環境  
植物、動物、生態系、水辺環境、地形・地質、農地 等
- 生活環境  
大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、地下水、悪臭、廃棄物・リサイクル、化学物質、放射性物質 等
- 都市環境  
交通、公園・緑地、景観、観光、防災、防犯、空き家 等
- 歴史・文化環境  
歴史的・文化的環境、文化財 等
- 地球環境  
地球温暖化（二酸化炭素排出量等）、オゾン層の破壊に関する事項、資源・再生可能エネルギー 等
- 環境活動  
環境教育、環境普及啓発及び活動推進 等

## 計画期間及び目標年度

上位計画である南相馬市復興総合計画の見直しを踏まえるとともに、復興総合計画と整合を図った見直しが望ましいため、計画期間は、2017（平成 29）年度から 2024（平成 36）年度までの 8 年間とし、計画の目標年度は、計画の期間の最終年度に当たる 2024（平成 36）年度とします。

また、中間目標を 2020（平成 32）年度としますが、社会状況や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画名	策定年月	計画期間												
		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38			
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026			
南相馬市復興総合計画	H27.3													
		基本構想：長期的な展望 H36(2024)まで												
		前期(H27～31年度)				後期(H32～36年度)								
第2次南相馬市環境基本計画	H29.3													
		H36(2024)年度まで												

## 克服すべき課題

### 放射線対策

環境の回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除染を実施しても長期的目標とする「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト）以下」になっていない宅地等があります</li> <li>● 生活圏近隣の森林を除く森林、河川・湖沼等は未除染です。このことを不安に思う市民がいることから、この不安の解消が必要です</li> <li>● 除染で発生した除去土壌等の仮置場（一部現地）での保管が解消されていません</li> <li>● 除去土壌等の中間施設への搬出等、市から除去土壌等をなくすことが必要です</li> </ul>
-------	--

### 自然環境

緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災により、沿岸部では消失した植生がみられるなど、水と緑のネットワークに影響が生じています（震災前後の植生図より）</li> </ul>
野生生物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害鳥獣の増加と人里への進出などが課題であり、豊かな自然環境を維持する仕組みの存続が課題です（有害鳥獣の被害の現状：5,392千円）</li> </ul>
水辺環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身の回りに自然とふれあう場所が少ないと市民が感じています（市民アンケート結果より）</li> </ul>
農地・農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災により、耕作放棄地の増加など、農地へ影響が生じています</li> <li>● 農地の減少により、農地の持つ多面的機能が低下しています</li> </ul>
自然とのふれあいの場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放射能のリスクにより、身の回りに自然とふれあう場所がないと市民が感じています（市民アンケート結果より）</li> </ul>

### 都市環境

公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人当たりの都市公園面積は17.5㎡と、全国平均（10.1㎡/人）や福島県平均（12.8㎡/人）より高いものの、数値目標としていた、30.0㎡/人には達成していません</li> <li>● 公園配置にばらつきがあります （地区別公園配置：原町区19.64㎡/人、鹿島区10.23㎡/人、小高区7.80㎡/人）</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の多くが市内のまちなみを「美しい」とは感じていません。また、その考えは平成18年度から変化がありません（市民アンケート結果より）</li> </ul>
空き家	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内に空き家が増加し、空き家を起因とした犯罪や事故（火災、倒壊等）の可能性があります（空き家総数：2,420戸（H25））</li> </ul>

## 生活環境

大気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所排煙や自動車利用に起因した光化学オキシダントの発生を抑制することが必要です (大気汚染物質(光化学オキシダント)昼間の1時間値:0.06ppm(環境基準)、0.098ppm(原町、H27)、0.091ppm(小高、H27))</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在の良好な状態の維持が必要です</li> </ul>
水環境・水循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土壌に由来するものや、市民による生活排水や事業者の排水等により、大腸菌群数が良好な状態ではありません (公共用水域(大腸菌群数)類型指定A型:1,000MPN/100mL以下(環境基準)、真野川、新田川、小高川未達成(H27))</li> </ul>
化学物質の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、事業者による化学物質やそれを含む製品に対する注意、適正な使用や的確な情報などが十分に伝達できていません (市民アンケート結果、事業者アンケート結果より)</li> </ul>
廃棄物 ・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活環境や生活スタイルの変化により、ごみ排出量が増加しています(ごみ排出量24,241t(H22)→25,228t(H27))</li> <li>● リサイクル率が低下しています (リサイクル率16.3%(H22)→13.7%(H27))</li> <li>● 最終処分量が増加しています(最終処分量3,359t(H22)→3,844t(H27))</li> </ul>

## 地球環境

地球環境問題への対応、資源エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー消費量は、省エネルギーの推進により減少傾向でしたが、震災後増加傾向となっています (1人当りの電力消費量:震災前は減少傾向、震災後4,080kWh/人(H23)→6,100kWh/人(H27))</li> <li>● 原子力災害を教訓に、「脱原発都市宣言」を踏まえた、化石燃料や原子力に依存しないエネルギー利用への転換が必要です (太陽光発電システム補助金交付実績(累計):1,051件(H27))</li> </ul>
----------------------	--

## 文化の継承

歴史的文化的環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝統文化を引き続き継承し、有形文化財については、文化財を含めた歴史的文化的環境の保全が必要です (震災の影響を受けた文化財:17件)</li> </ul>
-------------	--

## すべての人々の協力と働きかけ

環境教育と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境施策を実施するため、環境審議会の開催、環境影響評価の推進、助成措置、基金の充実など、基盤的施策の充実が必要です</li> <li>● 被災後、環境教育や環境情報に関する関心が高まっています。一方で、原子力災害の影響等により、屋外での環境に関する調査、観察会はかなり少ない状況となっています</li> </ul>
市・市民・事業者による環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境に配慮した事業への取組や環境保全活動が、被災後、かなり少ない状況となっています(事業者アンケート結果より)</li> </ul>

# 望ましい環境像

## 健全で恵み豊かな環境をみんなのちからで再生し、 将来に引き継いでいくまち南相馬市

南相馬市は、市の西側に、八森山、八丈石山、国見山などがそびえ、市の東側は広大な太平洋に面し、美しい海岸線を形づくっています。また、新田川、真野川、小高川、宮田川、太田川、水無川などの河川が、豊かな平野を潤しながら西の山地から東の太平洋に注ぎ、美しい農村景観を形成するとともに、秋には農作物の豊かな恵みをもたらしてくれます。これら海、里山、山林の豊かな自然に囲まれた自然と文化の調和のなかで人々の生活が育まれてきました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した震災による、地震や津波、さらには原子力災害により、本市は甚大な被害を受け、これまで築き上げてきた市をとりまく自然環境や生活環境は大きく変化しました。この未曾有の被害を受けた逆境に負けず、損なわれたふるさとの自然や生活をわたしたちの取組により再生し、未来に引き継ぐことが必要です。

市・市民・事業者は協力し、次代のために快適ながらも環境への負荷が少ない生活を営むとともに、豊かな自然と人が調和する環境を再生・創造します。

### 環境目標 1 放射線対策の推進

放射線対策を推進し、一日でも早い、市民の心身の不安の解消を目指します。

#### 1-1 環境回復活動の推進

- ・ 「追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト（空間線量率が毎時 0.23 マイクロシーベルト）以下」になっていない宅地等におけるフォローアップ除染や環境回復に向けた取組を実施します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 国に対し、環境回復に向けた取組への支援や、除去土壌等の速やかな搬出を強く要望します（市）

#### 1-2 市民の不安軽減

- ・ 健康管理対策を進め、市民の心身の不安の軽減を図ります

〔環境配慮方針〕

- ◇ 市民の心身の不安を軽減するために、放射線に関する情報提供や内部・外部被ばく検診を推進します（市）
- ◇ 県や市が行う健康管理や検査などに積極的に協力します（市民・事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
1-1	放射線についての不安・心配の減少	45.1%	20.0%
1-2	放射線に関する教育・講習会の受講者数（延べ人数）の増加	1,082 人	2,000 人
	18 歳以下、内部被ばく検診の受診率の向上	61.2%	100.0%
	19 歳以上、内部被ばく検診の受診率の向上	5.8%	15.0%

## 環境目標 2 豊かな自然の再生と創造

豊かな自然とともに、その中で育まれた生態系と人の営みを守り育てるだけでなく、次代への継承をしていきます。

### 2-1 緑の保全と創造

- ・ 緑や水辺の整備により、水と緑のネットワークを構築します
- ・ 水と緑のネットワークの構成要素である、里山や郷土の自然の面影を残す屋敷林・社寺林、公園などの緑の保全・保護に努めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 市有地や公共施設の敷地内の植樹など緑化に努めます（市）
- ◇ 市民植樹祭をはじめとした緑の保全と再生のための活動に参加します（市民・事業者）

### 2-2 生物多様性の確保

- ・ 野生生物の生息・生育環境を確保し、豊かな生態系を育成します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 野生生物の生息・生育空間の把握、豊かな自然環境を維持する仕組みづくりにおける、主体的な役割を担います（市）
- ◇ 身近な緑や野生生物などの自然を大切にします（市民・事業者）

### 2-3 水辺環境の復元と創造

- ・ 自然に配慮した水辺環境を復元し創造します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 河川整備や開放水域の整備において、水辺環境の復元と創造の主体的な役割を担います。そして、自然に配慮した親水空間の整備に努めます（市）
- ◇ 生き物にやさしい暮らし、生き物に配慮した事業活動を通じて、生態系の保全に貢献します（市民・事業者）

### 2-4 農地の再生と創造

- ・ 農業・集落は、農業生産活動を通じて、水や大気、物質の循環等にご貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。これらの多面的機能を十分に発揮できるよう、農業の持続的発展に努めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 農畜産業の生産基盤の整備を推進し、農地を再生します（市）
- ◇ 農薬や化学肥料を低減した農作物の生産に取り組みます（市民・事業者）

### 2-5 自然とのふれあいの場の創出

- ・ 市民が利用しやすい、自然とのふれあいの場と機会を創出し、市民とともにその環境を維持していきます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 公共工事において、自然と親しめる場所の創出を工夫するとともに、市民参加の維持管理体制を構築します（市）
- ◇ 自然とのふれあいの場の維持に協力します（市民・事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
2-1	緑のネットワークをつなげるための市民植樹祭及び植樹活動の実施回数の増加	5 回/年	10 回/年
2-2	被災後の植生の変遷、生育確認のため実施する動植物等調査箇所数（博物館による継続調査）	30 箇所	32 箇所
2-3	市内の河川における多自然型水路保全や水辺復元の累計整備箇所数	3 箇所	4 箇所
2-4	農地の再生と整備による農用地面積の維持	7,272 ha	7,000 ha
2-5	農家民宿数の増加	6 件	10 件

## 環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造

快適さや心地よさを感じるだけでなく、環境にやさしい生活を負担に感じることなく実践できる、都市環境を創造していきます。

### 3-1 公園等の拡充

- ・ 公共空間や民地における緑の保全と創出を進めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 市役所や公共施設等において、事業所の敷地内の植樹など、緑化に努めます（市）
- ◇ 庭やベランダに木や花を植えたり、生垣を設置するなどして、家庭の緑を増やします（市民）
- ◇ 事業所の敷地内の植樹や、商店街の鉢植えなど、緑化に努めます（事業者）

### 3-2 景観の保全

- ・ 自然と調和のとれた街並みづくりを進めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 公共施設の周囲は花や木を植えたり、清掃するなどして美化に努めます（市）
- ◇ 環境美化の推進に協力します（市民）
- ◇ 事業所の周囲に花や木を植えたり、清掃するなどして、美化に努めます（事業者）

### 3-3 空き家対策

- ・ 空き家を起因とした事件・事故の防止とともに、利活用を進めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 空き家への適切な対応を図り、空き家に起因する苦情の発生を未然に防ぎます（市）
- ◇ 空き家の適正管理に努めます（市民・事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
3-1	公園等の整備による 1 人当たりの都市公園面積の増加	17.53 m <sup>2</sup> /人	30.0 m <sup>2</sup> /人
3-2	緑豊かな景観づくり事業（実施箇所数の増加）	34 箇所	40 箇所
3-3	空き家に関する苦情数の減少	35 件	20 件

## 環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全

公害の抑制とともに、廃棄物の減量化や再資源化により、環境への負荷が低く、安全で安心な生活環境を維持していきます。

### 4-1 大気環境の保全

- ・ 大気汚染物質の排出量の抑制を継続し、良好な生活環境を維持します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 大気汚染物質の排出量の抑制に関する適切な指導を担います（市）
- ◇ 公共交通機関や自転車を利用し、極力マイカーの使用を控えます（市民）
- ◇ 事業活動において、大気汚染物質の排出量の抑制を継続します（事業者）

### 4-2 騒音・振動対策

- ・ 騒音・振動対策を継続し、良好な生活環境を維持します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 騒音・振動の防止に関する適切な指導を担います（市）
- ◇ 自動車の運転をするときは交通ルールを守り、騒音をできるだけ抑えます（市民）
- ◇ 機械や車両の稼動に伴って発生する騒音・振動を抑制します（事業者）

### 4-3 水環境と水循環の保全

- ・ 河川や地下水の水質汚濁を低減し、健全な水の循環を確保します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 水循環の確保に関する適切な指導を担います（市）
- ◇ まとめ洗いをし、洗剤は必要以上に使わないようにします（市民）
- ◇ 排水処理施設の維持管理を行って、有害物質や過大な有機物等を含む産業排水を適正に処理します（事業者）



#### 4-4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策

- 有害物質の排出抑制を継続するとともに、土壌汚染対策を適切に進め、良好な生活環境を維持します

##### 〔環境配慮方針〕

- ◇ 土壌汚染に関し、県と連携し適切な指導を担います（市）
- ◇ 成分表示を見るなど、身の回りの製品に含まれる化学物質に目を向けます（市民・事業者）
- ◇ 農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料など、化学物質を含む製品の使用量を守るとともに、できるだけ使用量を削減します（市民・事業者）

#### 4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進

- 廃棄物の減量・再資源化・適正処理を進めるとともに、不法投棄対策を進めます

##### 〔環境配慮方針〕

- ◇ 廃棄物の減量・再資源化、不法投棄対策に関する適切な指導を担います（市）
- ◇ ごみを減らす工夫を日常的な生活で心がけ、ごみをできる限り出さないライフスタイルを実践します（市民）
- ◇ 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理に努めます（事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
4-1	大気汚染物質に係る環境基準達成率向上	80.0%	100.0%
4-2	環境騒音に係る環境基準達成率維持	100.0%	100.0%
	騒音苦情件数の減少	26 件/年	15 件/年
4-3	住まいの近隣環境（静かだと感じている）の向上	55.3%	65%
	汚水処理人口普及率の増加	77.3%	85.0%
	合併処理浄化槽設置補助金利用累計設置基数の増加	326 基	1,778 基
4-4	公共用水域の環境基準達成率（大腸菌群数）の向上	42.8%	100%
	市内における土壌汚染指定区域の減少	1 箇所	0 箇所
4-5	1 人 1 日あたりのごみ排出量の減少	1,076 g/人	950 g/人
	資源化率（リサイクル率）の向上	13.7%	30.0%
	不法投棄件数の減少	198 件	100 件
	市民クリーンデー及び行政区美化活動の展開（実施回数の増加）	26 回	42 回

## 環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する

環境問題を地球規模で考えながら、自らの環境にやさしい暮らしや、行動の実践により、地球環境の改善に貢献していきます。

#### 5-1 省エネルギーの推進

- 省エネルギーを推進し地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制）に貢献します
- 緑の適正管理や積極的な緑化により地球温暖化防止（二酸化炭素の吸収）に貢献します

##### 〔環境配慮方針〕

- ◇ 地球温暖化防止（二酸化炭素の排出抑制・吸収）に関する適切な情報提供を担います（市）
- ◇ 製品の購入（車や家電製品の購入や買い換え）では、省エネ型を選択します（市民）
- ◇ 事業活動において、電気、ガス、ガソリンや重油などのエネルギーを節約し、省エネルギーを心がけます（事業者）

#### 5-2 再生可能エネルギーの導入

- 化石燃料、原子力に依存しないエネルギー利用を進めます

##### 〔環境配慮方針〕

- ◇ 再生可能エネルギーを使用する市民・事業所を補助制度などで支援します（市）
- ◇ 建物の建て替え時には、再生可能エネルギー設備を導入します（市民・事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
5-1	省エネルギーの推進による南相馬市の二酸化炭素排出量の削減	479,000 t	391,000 t
5-2	再生可能エネルギーの導入比率の増加	13.4%	75.0%

## 環境目標 6 自然環境とともに形成された文化の継承

豊かな自然とともに育まれ、形成された地域の歴史的資源を保全・活用していくことで、その空間的・環境的価値を継承していきます。

### 6-1 歴史的文化的環境の保全

- ・ 自然環境とともに育まれてきた地域の歴史的文化的財の保全・活用を図ります

〔環境配慮方針〕

- ◇ 文化財の保全・保護に関する適切な指導を担います（市）
- ◇ 地域の歴史的文化的財の保全・活用、伝承・保存の支援を通じて、地域環境の保全に努めます（市民・事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
6-1	文化財の保存活用計画・方針を策定した文化財数	0 件	10 件

## 環境目標 7 みんなで環境を創りなおす

市・市民・事業者が協力し、今、そして未来に向けて環境を創りなおします。

### 7-1 環境教育と情報提供

- ・ 環境教育や情報提供の場や機会を創出します

〔環境配慮方針〕

- ◇ 学校教育や社会教育の場面において、環境教育の主體的な役割を担います（市）
- ◇ 環境教育を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持つことに努めます（市民・事業者）

### 7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進

- ・ 被災後、休止していた環境保全活動を再開します
- ・ 環境保全のうえで共通的基盤的な施策手法である環境影響評価、規制的措置、助成措置、基金の充実などを進めます

〔環境配慮方針〕

- ◇ 市・市民・事業者が参加する環境保全活動の企画・運営を担います（市）
- ◇ 環境活動や調査を通じて人間と環境との関わりについての正しい認識を持ち、自らの責任ある行動を持ちます（市民、事業者）

環境指標		平成 27 年度	平成 36 年度
7-1	環境に関する調査、観察会及び出前講座等への参加者数の増加	—	3,000 人/年
7-2	ボランティア団体数の増加	51 団体	70 団体
	ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得事業所数（事業者）の増加	12 事業所	25 事業所

# 環境施策の展開

環境目標	環境施策	主要施策
環境目標 1 放射線対策の推進	1-1 環境回復活動の推進	1 環境回復活動の推進 2 除去土壌等の仮置場からの搬出の加速化
	1-2 市民の不安軽減	3 環境放射線モニタリング調査の実施と情報発信 4 農産物・飲料水などの放射性物質モニタリング調査による食の安全確保 5 心身の健康管理 6 放射線教育の推進
環境目標 2 豊かな自然の再生と創造	2-1 緑の保全と創造	7 屋敷林、社寺林などの保全と保護 8 河川敷や海辺の緑化 9 森林の再生
	2-2 生物多様性の確保	10 野生生物の生息空間の保全と保護
	2-3 水辺環境の復元と創造	11 多自然水路の保全と創出 12 新たな開放水域における生態系の創造
	2-4 農地の再生と創造	13 農地の再生 14 農地の保全と整備 15 有害鳥獣対策の推進
	2-5 自然とのふれあいの場の創出	16 市民参加の維持管理体制の確立 17 遊歩道の整備 18 都市・農村交流の推進
環境目標 3 快適で環境にやさしい都市環境の創造	3-1 公園等の拡充	19 公園・緑地等の整備 20 市街地の宅地や事業所の緑化 21 道路沿いの緑化
	3-2 景観の保全	22 街並みづくり 23 環境美化の推進
	3-3 空き家対策	24 空き家対策
環境目標 4 安全で安心な生活環境の保全	4-1 大気環境の保全	25 固定発生源（事業所等）対策 26 移動発生源（自動車排出ガス）対策 27 悪臭に関する発生防止対策
	4-2 騒音・振動対策	28 工場・事業場に対する指導強化 29 道路沿道での騒音・振動対策
	4-3 水環境と水循環の保全	30 安全な飲料水の供給 31 水質汚濁の防止 32 水循環の確保
	4-4 化学物質の安全対策・土壌汚染対策	33 化学物質の適正管理 34 土壌汚染の適正処理 35 化学肥料や農薬の使用量低減及び有機肥料の利用促進
	4-5 廃棄物対策とリサイクルの推進	36 人材育成と市・市民・事業者の連携推進 37 ごみの発生抑制・再利用・再生利用 38 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築 39 ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築
環境目標 5 地球環境や地球温暖化を考え地域で行動する	5-1 省エネルギーの推進	40 省エネルギーの推進（エネルギー利用の削減、有効利用） 41 省資源の推進 42 オゾン層の保護
	5-2 再生可能エネルギーの導入	43 再生可能エネルギーの導入（太陽光、風力、バイオマス等）
環境目標 6 自然環境とともに形成された文化の継承	6-1 歴史的文化的環境の保全	44 地域の歴史的文化的環境の保全
環境目標 7 みんなで環境を創りなおす	7-1 環境教育と情報提供	45 環境教育・環境学習の推進 46 市民への普及啓発
	7-2 市・市民・事業者による環境保全活動の推進	47 市民・事業者の環境保全活動の促進 48 人材の育成と交流の促進 49 環境に関する実態把握（「南相馬市の環境」の充実） 50 環境影響評価の推進 51 助成措置 52 基金の充実



第2次南相馬市環境基本計画

概要版 平成29年3月発行

発行：南相馬市

編集：市民生活部 生活環境課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27（本庁舎1階）

電話 0244-24-5231（直通） FAX 0244-23-0311

E-mail : seikatsukankyo@city.minamisoma.lg.jp



南相馬市